

## **[事案 2022-177] 新契約無効請求**

・令和5年5月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-121]の申立人と同一人であり、[事案 2022-122]の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

募集人の保険業法違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

他社契約の満期据置金および減額返還金を原資として、平成29年10月に契約した積立利率変動型終身保険について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約内容の説明は、自分ではなく配偶者に行われ、自分はサインの時だけ呼ばれて署名させられた。
- (2) 契約内容の説明の場に70歳未満の親族は同席しておらず、生命保険協会の「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」および金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」が守られていない。
- (3) 募集人による虚偽の説明、重要事項の不説明、不適正な乗換、不確実な事項（配当金等）の断定や確実と誤認させる表示や説明、意向把握義務の不履行など、保険業法に定める禁止事項に該当する違反行為があった。
- (4) 契約時に、重要な情報について、分かりやすく十分な提供がなされておらず、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」が守られていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当時の高齢者に対する保険募集のガイドラインは守られている。
- (2) 申込時、募集人は申立人に直接説明を行っている。また、申立人夫妻に複数回面談し、意向確認を行った。設計書、パンフレット等のほか、ビデオでの説明も行った上、定期支払金の変動すること、配当がないことも適切に説明している。
- (3) 本契約を現時点で解約した場合の解約返戻金と定期受取金の合計は、一時払保険料を上回っており、客観的に不適切であったとはいえない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の保険業法違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。